

2016（平成28）年度以前進入学者に関する経過措置についての東京大学法学部便覧（2016（平成28）年度版）（以下、便覧と言います）205頁における説明が不十分でしたので、下記のとおり説明を追加訂正します。

2016年 4月

法学部

記

○経過措置について（訂正）

2016（平成28）年度以前進入学者（旧カリキュラム適用者）は205～210頁を参照のこと。

2016（平成28）年度以前に本法学部に進学又は入学した者については、以下の規則及び別表が適用される。
（改正前東京大学法学部規則）

第2条 本法学部に次の3課程（類）を置く。

- (1) 第1類（私法コース）
- (2) 第2類（公法コース）
- (3) 第3類（政治コース）

第8条の2 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2. 届出をしない授業科目は、履修することはできない。

第10条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本法学部を卒業して学士（法学）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 第1類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 英米法、フランス法及びドイツ法中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

(2) 第2類

必修科目 全部（42単位）

選択必修科目 英米法、フランス法及びドイツ法中より4単位以上、国際法第2部、日本政治、行政学、国際政治、経済学基礎及び財政学中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

(3) 第3類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 経済学基礎、財政学及び金融論中より4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて90単位に達するまでの単位

2. 随意科目の単位は12単位を限り、前項の選択科目の単位にかえることができる。

なお、現行の法学部規則第10条3項の適用はあります。また、便覧205頁記載の「旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う経過措置について」は記載の通りです。他方で、法学部規則第10条の2（早期卒業）の適用はありません。同195頁の法学部履修届出上限規則、同199～201頁の法学部早期卒業制度規則も、適用されません。

以上